

## 改正入契法全面施行に伴う工事費内訳書の取扱いについて（お知らせ）

令和7年12月12日  
土木建築局建設産業課

建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）の全面施行により、令和7年12月12日以降、入札時に提出する工事費内訳書に、材料費等の記載が必要となります。

### 1 工事費内訳書に記載すべき事項

工事数量総括表に記載されている費目等に加え、次の経費を記載すること。

- ・ **材料費**  
(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)
- ・ **労務費**  
(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
- ・ **法定福利費**  
(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
- ・ **建設業退職金共済契約に係る掛金**  
(中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものとします。)

### 2 適用日

**令和7年12月12日から実施**

なお、従前の取扱いにより指名・公告を行った工事についても、この取扱いの対象とします。

### 3 その他

- (1) 別紙記載例等を参考に記載してください。
- (2) 上記1の事項の記載漏れ等については、当分の間、失格として取り扱いません。

## (土木工事の場合：記載例)

## 工事費の内訳

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	金額(円)	技術提案の内容
本工事費					
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削	砂質土	m <sup>3</sup>	5,000		
...		...	...		
**直接工事費**					
うち材料費				1,000,000	
うち労務費				1,000,000	
共通仮設費率分					
**共通仮設費計**					
**純工事費**					
現場管理費					
うち法定福利費の事業主負担額				1,000,000	
うち建退共制度の掛金				1,000,000	
**工事原価**					
うち安全衛生経費				1,000,000	
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
**工事価格**					
**消費税相当額**					
**工事費計**					
**契約保証費計**					

(建築工事の場合：記載例)

工事費の内訳

種目・科目・中科目			単位	数量	金額（円）	技術提案の内容
直接工事費						
建築工事			式	1		
科目						
中科目						
計						
うち材料費					1,000,000	
うち労務費					1,000,000	
共通費						
共通仮設費			式	1		
現場管理費			式	1		
うち建退共制度の掛金					1,000,000	
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額					1,000,000	
工事原価のうち安全衛生経費					1,000,000	
一般管理費等			式	1		
計						
工事価格			式	1		
消費税等相当額			式	1		
工事費			式	1		

## 各経費の記載方法について

### ・ **材料費**

主要な材料費は必須とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については任意です。直接工事費の内数として記載してください。

### ・ **労務費**

積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を、直接工事費の内数として記載してください。

なお、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくて構いません。

	材料費	労務費
必須項目	・主要な材料費	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃貸料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

（出典：「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」）

### ・ **法定福利費**

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額を積み上げ、次のとおり記載してください。

土木工事の場合	現場管理費の内数として記載
建築工事の場合	工事原価の内数として記載

### ・ **安全衛生経費**

次表を参考に経費を積み上げ、工事原価の内数として記載してください。

## 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・枠組足場、単管足場、吊足場等</li> <li>・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱</li> </ul>
		支保工		<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠支保工、橋梁架設等支保工</li> </ul>
		土留め		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）</li> </ul>
		土留め支保工		<ul style="list-style-type: none"> <li>・切梁、腹起（裏込めコン含む）</li> </ul>
		作業構台		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗入構台、荷受構台、作業構台</li> <li>・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車</li> <li>・重機移動用敷き鉄板</li> </ul>
		交通規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通誘導警備員</li> </ul>
		仮囲い		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート</li> </ul>
間接工事費	準備費	調査費用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設物調査試掘他</li> </ul>
	安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板</li> </ul>
		安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置</li> </ul>
			安全意識、注意喚起に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種注意看板標識、安全掲示板</li> </ul>
			保護具類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣</li> </ul>
			作業環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度他）</li> <li>・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具</li> </ul>
			警報設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）</li> <li>・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計</li> </ul>
	営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬庫など</li> </ul>
	現場環境改善費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具、熱中症対策設備</li> </ul>
	現場管理費	疾病・衛生対策費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断（一般・特殊健診）</li> </ul>
		安全訓練研修等に要する費用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用</li> <li>・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT</li> </ul>

出典：「安全衛生経費確保ためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

（出典：「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」）